

食品安全情報（化学物質） No. 26/ 2015 (2015. 12. 24)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

本文

[【WHO】](#)

1. 国際がん研究機関（IARC）：新しく出版物ウェブサイトを開

[【EC】](#)

1. 合成生物学についての最終意見 III:環境と生物多様性へのリスクと研究の優先順位
2. EU における有害生物アウトブレイク
3. ワークショップ：動物に抗生物質を使うことに公衆衛生と動物の健康への影響
4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. EFSA はデータの一般公開を促進
2. ヤトロファ核粕のホルボールエステル類 の存在に関するヒトと動物の健康リスク
3. 食品添加物関連
4. 全ての動物種用技術的添加物として使用される際の乳酸と乳酸カルシウムの安全性及び有効性
5. FAQ:特定医療目的用食品

[【FSA】](#)

1. FS スコットランド理事会はスコットランド食事状況報告書を発表し新しいスコットランドの食事目標を助言
2. 新規食品・加工諮問委員会：新規食品についての公開ワークショップ：2016 年 2 月 4 日
3. 北アイルランド：Orthodox Coconut Palm ブランドのココナツジュースが表示されていない乳のためリコール
4. V Fresh ココナツミルクドリンクが乳を含むためリコール

[【PHE】](#)

1. リカバリー、レメディエーション、環境除染

[【BfR】](#)

1. 食品中のピロリジジナルカロイド：農業と消費者保護の課題
2. 食品中のアレルゲンとしてのピーナツ：一般的に表示されている

[【FSAI】](#)

1. Koh ココナツミルクの追加のバッチに乳タンパク質（更新 1）

[【EVIRA】](#)

1. ハチミツと水産物の誤解を招く表示

[【Tukes】](#)

1. ネオニコチノイドを含む農薬の一時的認可

[【FDA】](#)

1. 回収情報
2. 警告文書
3. FDA は違法に牛に医薬品を投与していたバーモントの酪農場に対応
4. 公示

[【USDA】](#)

1. サプリメントの栄養含量を確認する

【OEHHA】

1. Proposition 65

【CFIA】

1. CFIA と EFSA の協力覚え書き

【TGA】

1. 安全性警告

【MPI】

1. ニュージーランドの乳業部門の食品安全能力は良好であることを報告書が発見

2. 1080 脅迫事件の犯罪捜査について消費者は安心するように

【香港政府ニュース】

1. 学校で鉛が見つかる

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

2. 政府 3.0 科学的食中毒予防サービス

3. 北漢山乾燥ノウタケ放射能基準超過検出

4. 食品添加物用途を中心に分類体系の改編

5. 食品中の残留動物用医薬品の安全管理！何が知りたいですか？

【その他】

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・(ProMED-mail) 赤潮 USA (第 2 報): (MS) ヒト、海洋生物
- ・(ProMED-mail) 原因不明の死亡 カンボジア：(スヌオル)
- ・(ProMED-mail) メタノール中毒 カンボジア：(KH) ライスワイン、致死
- ・(EurekAlert) 甲状腺がん患者は「良性」診断にも関わらず報告される QOL が低い
- ・(EurekAlert) ミシガン州立大学は世界の食品偽装予防対策を主導する
- ・(EurekAlert) 英国が小麦粉に葉酸強化できなかったことが 2000 人以上の神経管欠損の原因
- ・(EurekAlert) 2015 年の海の食物連鎖への藻類毒素の拡大は記録を破った

別添

【BfR】

1. グリホサートの健康リスク評価に関する FAQ

2. EU 有効成分レビューの枠組みにおけるグリホサートの再評価手続きに関する FAQ

3. BfR と IARC によるグリホサートの発がん性の影響についての異なる評価に関する FAQ

-
- 世界保健機関（WHO : World Health Organization）<http://www.who.int/en/>

1. 国際がん研究機関（IARC）

新しく出版物ウェブサイトを開

IARC Publications

<http://publications.iarc.fr/>

●欧州委員会（EC：Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 合成生物学についての最終意見 III:環境と生物多様性へのリスクと研究の優先順位

Final Opinion on Synthetic Biology III: Risks to the environment and biodiversity and research priorities

09-12-2015

http://ec.europa.eu/dgs/health_food-safety/dyna/enews/enews.cfm?al_id=1655

三部からなる意見の最終部分を公表した。

＊他の２つの意見：

Synthetic Biology I Opinion– Definition

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/consultations/public_consultations/sc_enihr_consultation_21_en.htm

Synthetic Biology II Opinion - Risk assessment methodologies and safety aspects

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/consultations/public_consultations/sc_enihr_consultation_26_en.htm

＊参考：食品安全情報（化学物質）No. 16/ 2015（2015. 08. 05）別添

【EC】合成生物学についての予備的意見 III：研究の優先順位

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2015/foodinfo201516ca.pdf>

欧州委員会の食品以外の科学委員会は、合成生物学に関する３つの科学的意見のうち最後のものを公表し、2015年9月16日までパブリックコメントを募集していた。

2. EUにおける有害生物アウトブレイク

Harmful organisms outbreaks in the EU

http://ec.europa.eu/food/plant/plant_health_biosecurity/harmful_organism_outbreaks/index_en.htm

全ての EU 諸国は、各域内での有害生物の存在と根絶や拡大コントロールのための措置について EC へ報告することが要請されている。EC はこれらの報告を分析し、EC 内部や加盟国とともに定期的に議論してきた。EC では迅速な通知と予防措置の強化のためにウェブベースの通知システムを開発している。今回、有害生物アウトブレイクに関する最新の報告書が発表された。

＊Annual Report 2014: Harmful Organisms in the European Union

http://ec.europa.eu/food/plant/docs/phb_ho_annual_report_2014_en.pdf

2014 年には 27 加盟国から 220 件の通知があり、そのうちいくつかの通知は初めて確認され EU 域内で拡大した深刻な事例であった。昆虫が最も多く、次が細菌に関する報告が多かった。

3. ワークショップ：動物に抗生物質を使うことに公衆衛生と動物の健康への影響

Workshop : The impact on public health and animal health of the use of antibiotics in animals (EC)

http://ec.europa.eu/dgs/health_food-safety/amr/events/ev_20151126_en.htm

2015 年 11 月 26 日のワークショップの要約掲載。

4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2015 年第 50 週～第 51 週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

* RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

ブラジル産オレンジのプロパルギット(0.38 mg/kg)、オランダ経由米国産ビタミン B6 合成物及びビタミン B 合成物のビタミン B6 高含有(366 mg/item ; 48 mg/item)、トルコ産ポップコーントウモロコシのフモニシン(1831 µg/kg)、イタリア産白トウモロコシ粉のデオキシニバレノール(DON) (1199.5 µg/kg)及びゼアラレノン(379.7 µg/kg)、英国経由米国産食品サプリメントの未承認新規食品成分アエゲリン、オランダ産白コショウ粉のアフラトキシン(B1 = 23.9; Tot. = 54.7 µg/kg)、インド産チリのオクラトキシン A (40.1 µg/kg)、ポルトガル産冷凍サメの水銀(2.242 mg/kg)、スペイン産ケールのオキサミル(0.025 mg/kg)、ガーナ産パーム油の未承認着色料スーダン 4 (4 mg/kg)、ペルー産グリーンアスパラガスのメソミル(0.24 mg/kg)、オランダ経由中国産プーアル茶の未承認物質アントラキノ(0.19 mg/kg)、スペイン産チルドメカジキロインの水銀(1.8 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

ウクライナ産天然ハチミツのジヒドロストレプトマイシン(455; 434 µg/kg)・ストレプトマイシン(42.8; 43.6 µg/kg)・テトラサイクリン(6.6; 6.5 µg/kg)未承認及び禁止物質クロラムフェニコール(0.1; 0.11 µg/kg)、英国産ジンジャークッキーの亜硫酸塩とアーモンド非表示、ウクライナ産ハチミツのスルホンアミド未承認(36.5 µg/kg)及び禁止物質メトロニダゾール(3.2 µg/kg)、マダガスカル産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 29.6; Tot. = 36.3 / B1 = 76.9; Tot. = 102 µg/kg)、イタリア産クレメンタインのオメトエート及びジメトエート(合計 = 0.27 mg/kg)、イタリア産サバフィレのヒスタミン(868.2 mg/kg)、ガーナ産パーム油の未承認着色料スーダン 4 (0.923 mg/kg)、スペイン産チルドマグロフィレのヒスタミン(250

mg/kg)など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

原料ブルガリア産スペイン産ライムの花茶の未承認物質 N,N-ジメチル-メタ-トルアミド (DEET) (0.17; 0.14 mg/kg)、英国産赤いレモネードの着色料サンセットイエローFCF(E110) 高含有(28 mg/kg)、トルコ産生鮮ザクロのアセタミプリド(0.066 mg/kg)、フィンランド經由中国産竹製まな板付きパン保存容器からのホルムアルデヒドの溶出(53.1 mg/kg)、ドイツ經由産出国不明ゼオライト粉の鉛(10.0 mg/kg)及び未承認新規食品成分クリノプチロライト、ベルギー經由トルコ産カモミールティーのピロリジジンアルカロイド(750;880 µg/kg)、イタリア産飼料用有機トウモロコシのアフラトキシン(Tot. = 33.9 µg/kg)など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産ハードキャンディの着色料キノリンイエロー(E104)高含有(47.5 mg/kg)、エジプト産イチゴのプロパモカルブ(0.029;0.027 mg/kg)、エジプト産ザクロのクロルプロファム (0.03 mg/kg)、ウクライナ産非精製ヒマワリ油のベンゾ(a)ピレン(4.6 µg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2042 mg/kg)、日本産ショウガ甘酢漬の着色料タートラジン (E102)の未承認使用、トルコ産チルドパプリカの未承認物質カルベンダジム(0.324 mg/kg)、台湾産フルーツ味タピオカ飲料の未承認食品添加物エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム(EDTA) (ラベルに表示)、トルコ産チルドザクロのプロクロラズ(0.44 mg/kg)、イラン産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 95.3; Tot. = 107.3 µg/kg)、マダガスカル産ササゲのマラチオン(0.05 mg/kg)・クロルピリホス-メチル(0.05 mg/kg)・ピリミホス-メチル(1.4 mg/kg)及び未承認物質カルベンダジム(0.23 mg/kg)、米国産ピスタチオのアフラトキシン (B1 = 57.3; Tot. = 61.8 µg/kg)、エジプト産フェネルシードのマラチオン(0.28 mg/kg)、トルコ産チルドパプリカのタウ-フルバリネート(0.0036 mg/kg)、香港産電気オープンからの未確認物質の溶出、ロシア産溶解性飼料の水銀(0.4 mg/kg)、エジプト産イチゴのメソミル (0.1 mg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2713 mg/kg)、エチオピア産レッドペッパースパイスミックスのアフラトキシン(B1 = 22.93; Tot. = 64.02 µg/kg)及びオクラトキシン A (69.87 µg/kg)、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン(B1 = 81.42; Tot. = 138.01 µg/kg)、中国産フレーバーウォーターの未承認物質エチレンジアミン四酢酸(EDTA)、インド産冷凍白エビの禁止物質ニトロフラン(代謝物質)フラゾリドン(AOZ) (47 µg/kg)、中国産ハンドミキサーからのニッケル (0.3 mg/kg)とマンガン(0.15 mg/kg)の溶出及び高濃度の総溶出量(20 mg/dm²)、エジプト産殻付きピーナッツのアフラトキシン(B1 = 73.3; Tot. = 81.3 µg/kg)、中国産ステンレススチール製薬味入れからのクロム(0.3 mg/kg)とニッケル(0.3 mg/kg)の溶出及び高濃度の総溶出量(21 mg/kg)、イラン産殻付きピスタチオのアフラトキシン(B1 = 58.3; Tot. = 66 µg/kg)、トルコ産ブドウの葉の銅高含有(59 mg/kg)、トルコ産チルドザクロのアセタミプリド(0.046 mg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有 (2395 mg/kg)など。

その他アフラトキシン等多数

-
- 欧州食品安全機関（EFSA : European Food Safety Authority）

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. EFSA はデータの一般公開を促進

EFSA boosts public access to data

8 December 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/node/960856>

EFSA はリスク評価に用いられる食品中汚染物質と食事摂取データの公的統計を開発し、EFSA の新しいデータ倉庫からアクセス可能にした。

・ Food consumption – data warehouse

<http://www.efsa.europa.eu/en/food-consumption/comprehensive-database#comprehensive-database>

・ Chemical contaminants in food and feed – data warehouse

<http://www.efsa.europa.eu/en/data/chemical-contaminants-data#chemical-contaminants-data>

2. ヤトロファ核粕のホルボールエステル類の存在に関するヒトと動物の健康リスク

Risks for human and animal health related to the presence of phorbol esters in *Jatropha* kernel meal

EFSA Journal 2015;13(12):4321 [80 pp.]. 10 December 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4321>

ヤトロファ (*Jatropha curcas*) はバイオ燃料生産に利用される搾油を相当量に含んでいる。タンパク質が豊富な残渣（種子や核の粕）は、抗栄養素や有毒なホルボールエステル類（PEs）を除いた後に動物飼料のタンパク源として使用されることがある。ヤトロファの PEs の経口投与後の体内動態や有毒作用の用量反応に関する入手可能なデータは非常に限られており、ブタでの無毒性量（NOAEL）のみが短期給餌試験での体重増加抑制と飼料摂取量抑制に基づき 0.4 mg PEs/kg 体重/日（12-O-テトラデカノイルホルボール-13-酢酸（TPA）当量）と求められた。配合飼料のタンパク質の 50%を処理済ヤトロファ原料に代えると、動物暴露はブタの NOAEL の 50～200 分の 1 となった。そのようなヤトロファ原料の使用は豚の健康リスクを引き起こさず、他の種へのリスクも低いようである。ヤトロファ PEs の動物由来製品への移行は不明である。飼料から牛乳への移行割合 50%を使用したヒトの暴露シナリオでは1日当たり 1 µg ヤトロファ PEs/kg bw の一日摂取量が計算された。ヒトのリスクに関してしっかりしたな結論を出すにはさらなるデータが必要である。

3. 食品添加物関連

- パプリカ抽出物(E 160c)の食品添加物としての再評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the re-evaluation of paprika extract (E 160c) as a food additive
EFSA Journal 2015;13(12):4320 [51 pp.]. 10 December 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4320>

パプリカ抽出物 (E 160c) は EU で食品添加物として認可されている天然色素である。パプリカ抽出物由来のカプサンチン及びカプソルビンの生物学的利用能は非常に低い。毒性データは、食品着色料として商業的に生産されるパプリカ抽出物の代表として特定のパプリカ抽出物 (DN-933) に関する 13 週間経口毒性試験、慢性毒性及び発がん性試験が各々 1 件あるのみであった。DN-933 に関する新しい試験は GLP に従い、食品添加物に関する EFSA ガイドラインによる遺伝毒性評価の要件も満たしている。その試験によると、食品着色料として使用されるパプリカ抽出物に遺伝毒性の懸念はない。生殖毒性と発達毒性の試験はなく、リードアクロス法で評価した。慢性毒性及び発がん性試験での試験投与量では発がん性はなかった。遺伝毒性の可能性はないので、この試験による病理組織学的変化の無毒性量 (NOAEL) は許容一日摂取量 (ADI) を設定するのに利用できた。これに基づき、パプリカ抽出物 (E 160c) の ADI を 24 mg/kg bw/day に設定した。これらの試験 (DN-933) に使用された特定のパプリカ抽出物相当と報告されたパプリカ抽出物 N1 の分析データに基づき、総カロテノイド含有量は 7.1% だった。この値を用いて、パプリカ抽出物 (E 160c) に ADI 1.7 mg カロテノイド/kg bw/day を制定した。精密暴露評価シナリオのパプリカ抽出物 (E 160c) の暴露は、パネルが設定した ADI 以下である。

● 二炭化ジメチル (DMDC, E 242) の食品添加物としての再評価に関する科学的意見

Scientific opinion on the re-evaluation of dimethyl dicarbonate (DMDC, E 242) as a food additive

EFSA Journal 2015;13(12):4319 [62 pp.]. 10 December 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4319>

二炭化ジメチル (DMDC) は、最大 250 mg/L の濃度で様々な飲料品の処理用に認可されている。溶解すると DMDC は直ちに、そして完全に加水分解される (二酸化炭素及びメタノール) 及び/又は他の成分と反応する。主に特定されている反応生成物は、炭酸ジメチル (DMC)、炭酸エチルメチル (MEC) 及びカルバミン産メチル (MC) である。ただちに消費できる処理済み飲料には DMDC の残留はないため、食品添加物としての DMDC の使用によるリスクはメタノールへの暴露と特定されている主な反応生成物 (DMC、MEC 及び MC) を考慮して評価された。いくつかの検討結果を考慮して (主な生成反応物の利用可能な毒性データベースによると、これら化合物は Cramer class I に分類され、多量摂取群における MEC 摂取量のみを除いて暴露量は TTC 以下であった)、入手可能な毒性データベースから ADI を導出できないが、現在報告されている使用と使用量で食品添加物としての DMDC (E 242) の使用による安全上の懸念の兆候はないと結論した。しかしながら、いくつかの助言が提案された。

- ビートルートレッド(E 162)の食品添加物としての再評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the re-evaluation of beetroot red (E 162) as a food additive

EFSA Journal 2015;13(12):4318 [55 pp.]. 9 December 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4318>

ビートルートレッド (E162) は多数の色素を含む天然着色料であり、ベタレイン類として知られる分類に含まれている。パネルは、現行規格を粉末状態でのベタニン量に基づくよう改訂するのが適切であると考えた。また、ビートルートレッドの規格に準じたマテリアルについて実施された毒性試験は数が非常に限られている。現在入手可能な毒性データベースは、食品添加物 E162 に関する規格で定義されたビートルートレッドについて許容一日摂取量 (ADI) を設定するには不十分である。だが、E162 の着色成分は長く食品として摂取されている天然の食品成分であり、食品添加物としてのビートルートレッド(E 162)の使用によるベタニン暴露は日常の食事由来のベタニン暴露と同じ範囲である。そのため、報告された使用量で、ビートルートレッド(E 162)は食品添加物としての現在の使用に関し安全上の懸念はない。

- 酸化鉄及び水酸化鉄(E 172)の食品添加物としての再評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the re-evaluation of iron oxides and hydroxides (E 172) as food additives

EFSA Journal 2015;13(12):4317 [57 pp.]. 8 December 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4317>

パネルは、規格に粒子サイズとその分布を含めるべきであるとした。

酸化鉄由来の鉄の吸収は少なく、酸化鉄の急性経口毒性は 10 g 酸化鉄/kg 体重以上である。パネルは、試験の最大投与量である 1000 mg/kg 体重/日を赤色酸化鉄の NOAEL と特定した。酸化鉄の遺伝毒性は入手可能なデータに基づいて評価できなかった。発がん性、生殖及び発達毒性については入手できない未公開試験で毒性は観察されていないが、パネルによる評価はできなかった。従って、十分な生物学的及び毒物学的データベースが得られないため安全性の適切な評価ができなかった。E 172 の暴露は平均で乳児 0.03 mg/kg bw/day から幼児 3.7 mg/kg bw/day の範囲、non-brand-loyal シナリオ（全食品で報告された使用量が平均値の場合を仮定した長期暴露シナリオ）の 95 パーセンタイルで乳児 0.1 mg/kg bw/day から幼児 9.5 mg/kg bw/day の範囲である。

- 食品添加物としてのステビオール配糖体(E 960)の規格改訂正案の安全性に関する科学的意見

Scientific opinion on the safety of the proposed amendment of the specifications for steviol glycosides (E 960) as a food additive

EFSA Journal 2015;13(12):4316 [29 pp.]. 8 December 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4316>

食品添加物ステビオール配糖体（E960）の規格改訂にともなう安全性評価。改訂案は、混合物の認可成分としてステビオール配糖体のリストにレバウジオシド M を追加し、ステビオシドの最小量 75% 及び/又はレバウジオシド A を削除するというものである。

全てのステビオシド及びいくつかのレバウジオシドは腸で分解され、ステビオールのみが血中に取り込まれる。2010 年の評価では、毒性については腸内でのステビオールへの変換に基づき、ステビオールのみが全身的に利用される物質として検討した。さらに、ステビオシドとレバウジオシド A について実施した毒性試験は腸内で分解されるいずれのステビオール配糖体の安全性を評価するにも適していると考えた。従って、主成分にレバウジオシド A の代わりにレバウジオシド D と M を含むとする、現行規格の拡大に安全上の懸念はないと結論した。また、ステビオール配糖体（ステビオシド；レバウジオシド A,B,C,D,E,F,M、ステビオールビオシド；ルブソシド、ズルコシド）の量が 95% 以上であると全てステビオールに変換され、現実的な使用量で配糖体そのものについて吸収の証拠がないならば、特定のステビオール配糖体(E 960)成分に安全上の懸念はない。総ステビオール配糖体が原料の 95% 以上の場合、ADI 4 mg/kg 体重/日が適用される。

4. 全ての動物種用技術的添加物として使用される際の乳酸と乳酸カルシウムの安全性及び有効性

Safety and efficacy of lactic acid and calcium lactate when used as technological additives for all animal species

EFSA Journal 2015;13(12):4198 [19 pp.]. 11 December 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4198>

乳酸及び乳酸カルシウムの飼料中の保存料としての使用に関する再認可、および乳酸の飲料水の保存料としての新規認可に関連した意見。完全飼料中の最大濃度として 50,000 mg 乳酸/kg 及び 30,000 乳酸カルシウム/kg は反芻動物とブタには安全である。ブタ用飲料水の最大安全濃度は飼料中の最大安全濃度から計算でき、15,000mg 乳酸/L 水である。離乳前の反芻動物と家禽への乳酸の安全性は結論が出ていない。これらの結論は他の動物種に外挿できない。乳酸と乳酸カルシウムの飼料添加物としての使用は、それを与えられた動物の消費者には安全である。しかし乳酸は目と肌に刺激性があり、目に深刻な損傷リスクがある。噴霧を吸入すると呼吸器系に炎症を起こす。乳酸カルシウムは目と皮膚と気道の刺激物であり、取扱時に無防備な作業員にはリスクがある。動物用栄養として使用する乳酸と乳酸カルシウムは、対象種に安全だと考えられている量を越えなければ環境へのリスクはない。乳酸と乳酸カルシウムは保存料として食品に使用されている。食品での効果が飼料でも見られると予想できるが、12%以下の典型的な湿度での完全飼料の保存料としての効果については保留する。

5. FAQ:特定医療目的用食品

FAQ: foods for special medical purposes

26 November 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/151126>

EFSA は欧州委員会が特定医療目的用食品(FSMPs)についての新しい規則を当てはめるのに役立つ科学的技術的ガイダンスを発表した。しかしこれらの製品がどんなもので新しい規則はどのような役割があるのか？それらについて栄養専門家が答える。

FSMPs とは？

FSMPs は特定の病気、障害、健康状態のため標準的食品で満たすことのできない栄養上のニーズのある患者に食事を与えるためにデザインされている。特に、EU 法に従って、普通の食事を摂取、消化、吸収、代謝、排泄する能力が、限られ、損なわれ、妨げられた患者のための、あるいは食事管理が普通の食事だけでは改善できない人が他の医学的栄養必要量を満たすためのものである。

FSMPs は医学的監視下でのみ使用されるべきであり、使用目的を表示しなければならない。

FSMPs はどのように販売されている？

食品産業の管理者は、その製品が関連する EU 規則を順守していることを規定した国家当局に通知した後 FSMP を販売できる。この通知システムは加盟国で特定栄養食品を効果的に監視できるようにデザインされている。

欧州委員会が EFSA にこのガイダンスを作るよう求めた理由は？

加盟国は FSMPs として市販される製品数が増加していると報告しているが、多くの場合、これらの製品が FSMP の規制定義に合うかどうか疑っている。これは FSMPs の法の枠組みでの申請を次第に困難なものにしていて、加盟国間で解釈や履行が異なる恐れがある—たとえば、ある製品がある国では食品サプリメントとして、別の国では FSMP として分類されるかもしれない。これに関連して、一貫した分類を確保するために、将来 EU 内で FSMPs に適用する規制に新しい法規則が含まれている。

新規則は何をカバーしている？

特定集団用の食品に関する規則—“FSG Regulation”あるいは EU 規則 No 609/2013—が FSMPs や乳児用粉ミルクとフォローアップミルク、穀物ベースの加工食品とベビーフード、体重管理用完全食事代替品に適用される。「特定栄養利用食品」としてこれまで知られてきた製品についての既存の法の枠組みを廃止し、代わって 2016 年 7 月に発効する。規定の 1 つは委員会が介入して特定の食品が規則の範囲内であるかどうか、FSMP として分類すべきかどうかを決定することを許している。

EFSA は FSG 規則の履行を支援するために、既に乳児及びフォローアップ用ミルクと体重管理用完全食事代替品の必須成分に関して委員会に科学的助言を提供している。

EFSA はどのように関与する？

委員会が介入しようとするなら、その決定が正当な科学的判断に基づくことを保証するためにその製品の適切な使用法と成分についての情報を EFSA に評価するよう求めることができる。この新しい任務を見越して、委員会は EFSA に、申請書類が EFSA に提出され

た時に使用すべき定型書式を起草するよう求めた。定型書式は委員会に助言するために EFSA が必要とする共通形式と情報の概要と科学的データを提示する。欧州委員会には決定の解釈や EFSA に提出するデータの収集方法についてのさらなる詳細が提供されるだろう。申請書類にはどのような情報が含まれる？

定型書式は、単純な管理や技術的データから、その製品がデザインされた対象患者集団、病気、障害、食事管理する病状、その製品の栄養的側面に関する情報にまで及ぶ 6 項目に分類されている。重要なことは、文書にはその特定食品を利用するために必要な理由や FSMP 食品以外を制限して使用するよりも安全で現実的である理由を説明しなければならないだろう。

EFSA は科学的技術的ガイダンスを「確定」した？

どんな新しい任務でも同様、EFSA は申請書の評価で得た知識を踏まえて、科学的技術的ガイダンスを更新し改正するだろう。だが、EFSA は既に広くパブリックコメントを募集しており、このガイダンスが 2016 年 7 月以降実施されることが求められるであろう評価のためのしっかりした土台であると信じている。

- ・ 特別医療用食品に関する科学的技術的ガイダンス

Scientific and technical guidance on foods for special medical purposes in the context of Article 3 of Regulation (EU) No 609/2013

EFSA Journal 2015;13(11):4300 [24 pp.]. 26 November 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4300>

● 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. FS スコットランド理事会はスコットランド食事状況報告書を発表し新しいスコットランドの食事目標を助言

FSS Board recommends new Scottish Dietary Goals as Situation Report on the Scottish Diet published –

09 December 2015

<http://www.foodstandards.gov.scot/news/fss-board-recommends-new-scottish-dietary-goals-situation-report-scottish-diet-published>

状況報告では、

- ・ 65%のスコットランド人が過体重または肥満、それなのに 77%は健康または極めて健康的な食生活をしていると信じている
- ・ 2 型糖尿病発症リスクのある人が約 50 万人
- ・ スコットランドの食事はカロリー、脂肪、砂糖、塩が多すぎ繊維、野菜果物が少ない
- ・ 過去 15 年改善がほとんどない

などを示し、改訂目標案として次のことを提案している。

- ・砂糖を総エネルギーの 5%に減らす（現在の目標は 11%、実際は 14.4%）
- ・食物繊維は 1 日 30g（現在の目標は 18g、実際は 11.8g）
- ・炭水化物は砂糖由来を 5%以下にしつつ総エネルギー摂取量の 50%を維持

* The Scottish Diet: It needs to change

<http://www.foodstandards.gov.scot/scottish-diet-it-needs-change>

2. 新規食品・加工諮問委員会（ACNFP : Advisory Committee on Novel Foods and Processes）

新規食品についての公開ワークショップ：2016 年 2 月 4 日

Attend an open workshop on novel foods: 4 February 2016 –

14 December 2015

<http://www.food.gov.uk/committee/acnfp/news-updates/news/2015/14750/novel-foods-workshop-invitation-feb-2016>

テーマは食薬区分、昆虫や培養肉などの新しいタンパク源、ナノテクノロジーなど。

3. FSA 北アイルランド

Orthodox Coconut Palm ブランドのココナツジュースが、表示されていない乳のためリコール

Orthodox Coconut Palm brand Coconut Juice recalled due to undeclared milk

15 December 2015

<http://www.food.gov.uk/northern-ireland/news-updates/news/2015/14751/orthodox-coconut-palm-juice>

この製品には成分表示には記載のない乳タンパクを含むためリコールされている。

* 参考：

FSAI や MPI も同ブランドに警告しているだけでなく、2014 年にはカナダでも警告されている。

Orthodox Coconut Palm brand coconut juice recalled due to undeclared milk

November 15, 2014

<http://healthycanadians.gc.ca/recall-alert-rappel-avis/inspection/2014/42227r-eng.php#!prettyPhoto>

4. V Fresh ココナツミルクドリンクが乳を含むためリコール

V Fresh Coconut Milk Drink withdrawn because it contains milk

16 December 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/14760/v-fresh-coconut-milk-drink-withdrawn-due-to-undeclared-milk>

V Fresh ココナツミルクドリンク缶が成分表示に記載のない乳を含むため回収されている。

＊参考

食品安全情報（化学物質）No. 25/ 2015（2015. 12. 09）

【FSAI】 ココナツ製品中の乳タンパク質関連

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2015/foodinfo201525c.pdf>

アイルランドでも 12 月 3 日付けで同製品についての問題が指摘されている。

● 英国公衆衛生庁（PHE: Public Health England）

<https://www.gov.uk/government/organisations/public-health-england>

1. リカバリー、レメディエーション、環境除染

Recovery, remediation and environmental decontamination

Last updated: 14 December 2015

<https://www.gov.uk/government/collections/recovery-remediation-and-environmental-decontamination>

化学物質、放射能、生物学的事故を管理する際のツールとして放射線リカバリーナビゲーションツールを追加した。食品生産地、居住地、飲料水供給の 3 種類を対象とする。

＊参考：食品安全情報（化学物質）No. 4/ 2015（2015. 02. 18）

【PHE】化学物質と放射線事故：リカバリーハンドブックとツール

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2015/foodinfo201504c.pdf>

PHE は、これまでに「化学物質事故後のためのリカバリーハンドブック」と「放射線事故後のためのリカバリーハンドブック」、及びそれらのためのナビゲーションツールを公表している。

＊居住地のハンドブック（2015 年 6 月第 4 版）

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/432742/PHE-CRCE-018_Inhabited_Areas_Handbook_2015.pdf

放射線防護が第一ではあるものの、チェルノブイリの経験からそれだけでは有効でも持続可能でもないことが示されている。参照値として実効線量年 < 20 mSv が妥当であろうが、事故の規模によりもっと大きい値や小さい値を使う可能性がある。社会的経済的その他いろいろな要因を考慮して注意深く選ぶべき。

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung）

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 食品中のピロリジジンアルカロイド：農業と消費者保護の課題

Pyrrolizidine alkaloids in food: A challenge for agriculture and consumer protection

03.12.2015

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2015/37/pyrrolizidine_alkaloids_in_food_a_challenge_for_agriculture_and_consumer_protection-196007.html

ー第 16 回 BfR 消費者保護フォーラムー

州当局により行われた各種研究が食品と飼料の各種検体からピロリジジンアルカロイド類を検出していて、一部では高濃度である。発がん性があることから、特に 1・2 不飽和ピロリジジンアルカロイドは、食品や飼料に含まれるべきではない。このことを背景に第 16 回 BfR 消費者保護フォーラムを開催した。ピロリジジンアルカロイド類を含む植物は環境や農業中にどこまで存在するか確認する必要がある。これらが食品や飼料に含まれることを避けて最小化する効果的対策を開発することが消費者の健康保護のためには最も重要なゴールになる。

ピロリジジンアルカロイド類の含有は植物種や部位が大きく関係しており、他に気候や土壌の質も影響する。もし高濃度に摂取した場合には、急性肝臓障害となる。ヒトでは、中程度の量を毎日数ヶ月摂取した後に肝臓障害が観察されている。ピロリジジンアルカロイド類のいくつかは動物試験で遺伝毒性と発がん性も追加で観察されている。

ピロリジジンアルカロイド類が特に検出されているのは各種ハーブやその他お茶やハチミツである。ハーブティーには特に高濃度である。

2. 食品中のアレルゲンとしてのピーナッツ：一般的に表示されている

Peanuts as allergens in food: usually labelled

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2015/35/peanuts_as_allergens_in_food_usually_labelled-195743.html

ピーナッツはアレルギー反応を起こす可能性があるため食品包装上に成分として表示しなければならない。フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)とドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)が共同で実施する研究プロジェクトで、選ばれた食品サンプルの表示が中身と一致しているかどうか調査した。その結果：ピーナッツを含む警告が表示上にない全 633 製品のうち、2 例だけがピーナッツを含んでいた。これはポジティブサンプルの割合が 0.3%でしかないことを意味する。逆に、この製品は少量のピーナッツを含む可能性があるという警告のある 266 製品のうち、2.6%だけが 1 mg/kg 以上を含んでいた。「成分表と警告を注意深く読む人はほぼ確実に不注意な摂取を避けることができる」と BfR 長官 Andreas Hensel 教授は述べた。「だが、アレルギー反応は個人差があり消費量によって異なるため、消費者は絶対安全だというわけではない。」

この研究結果は 2015 年 12 月に the Journal of Food Composition and Analysis 第 44 巻

で発表された。

● アイルランド食品安全局（FSAI : Food Safety Authority of Ireland）

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. Koh ココナツミルクの追加のバッチに乳タンパク質（更新 1）

Presence of Milk Protein in Additional Batches of Koh Coconut Milk (Update 1)

Thursday, 10 December 2015

https://www.fsai.ie/news_centre/allergen_alerts/additional_koh_coconut_milk.html

先に発表したアレルギー警告に加えて、「non-dairy（非乳）」と表示されているココナツミルクのさらに二つのバッチからカゼインが検出された。

● フィンランド食品安全局（Evira/ Finnish Food Safety Authority）

<http://www.evira.fi/portal/en/evira/>

1. ハチミツと水産物の誤解を招く表示

Misleading labelling of honey and fishery products

09.12.2015

<http://www.evira.fi/portal/en/food/current+issues/?bid=4451>

2015 年夏秋に EVIRA が行った調査でハチミツの 1/5 は誤表示されていることが明らかになった。ある水産物は原料が表示と違う魚だった。全体で 44 のハチミツと 83 の水産物を調べて詐欺的行為の頻度を評価した。

これは欧州委員会が指導している全 EU プロジェクトの一環である。フィンランドでは国産と輸入の両方の水産物とハチミツを調べた。水産物は白身魚製品についてである。

誤解を招く宣伝をしていたハチミツは 10 検体で、そのうち 3 つはフィンランドの製品、残りは輸入品であった。水産物については表示されているシロイトダラ Saithe がタラだった。水産物の結果は予想外に良かった。

● フィンランド安全・化学物質庁（Finnish Safety and Chemicals Agency : Tukes）

<http://www.tukes.fi/en/>

1. ネオニコチノイドを含む農薬の一時的認可

Temporary authorisation for plant protection products containing neonicotinoids

30/11/2015

<http://www.tukes.fi/en/Current-and-News/News/Plant-Protection-Products/Temporary-authorisation-for-plant-protection-products-containing-neonicotinoids/>

Tukes は Elado FS 480 と Cruiser OSR を油糧種子作物の種子処理用に使用することを暫定的に認可した。2016 年春に蒔く種子についてである。これらの製品の有効成分はネオニコチノイドで、欧州委員会がミツバチに害がある可能性があるとして暫定的に禁止しているものである。春まき油糧種子作物のノミハムシをコントロールするためには他に代用できる製品や効果的方法がない。

油糧種子作物は輪作で穀物の代わりとなる優れたもので、必要となる農薬の使用も減らせる。もしノミハムシの効果的なコントロール法がなければ、油糧種子作物の栽培地域は激減し栽培そのものも見捨てられる可能性がある。その結果として、国内の植物油生産は相当に難しくなる。

フィンランド養蜂協会が暫定認可について検討し、反対しなかった。食品と動物の飼料にとって菜種油とタンパク質を含む挽き割りは大きな役割を果たしている。

● 米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

1. 回収情報

- **Lucy's Weight Loss System** は表示されていないジクロフェナックが含まれるため **Pink Bikini** ダイエタリーサプリメントを全国で自主回収

Lucy's Weight Loss System Issues Voluntary Nationwide Recall of Pink Bikini Dietary Supplement Due to Undeclared Diclofenac

December 9, 2015

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm476494.htm>

FDA の検査で当該製品から非ステロイド抗炎症薬ジクロフェナックが検出された。

- **Reesna** 社は表示されていないヒドロキシチオホモシルデナフィルのため **Fuel Up Plus** と **Fuel Up High Octane** を全国で自主回収

Reesna Inc., Issues a Voluntary Nationwide Recall of Fuel Up Plus and Fuel Up High Octane due to the Presence of Undeclared Hydroxythiohomosildenafil

December 11, 2015

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm476978.htm>

FDA の検査で当該製品からヒドロキシチオホモシルデナフィルが検出された。製品の写真を掲載。

- **SmartLipo365** は表示されていないシブトラミン、デスメチルシブトラミン、フェノールフタレインを含む **Smart Lipo** を全国で自主回収

SmartLipo365 Issues Voluntary Nationwide Recall of Smart Lipo Due to Undeclared Sibutramine, Desmethyisibutramine and Phenolphthalein

December 18, 2015

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm478146.htm>

FDA の検査で当該製品からシブトラミン、デスメチルシブトラミン、フェノールフタレインが検出された。

2. 警告文書

- Van Kooten Dairy 10/8/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm475016.htm>

食用に販売された乳牛の残留動物用医薬品オキシテトラサイクリン

- Rocky Mountain Veterinary Services, Inc. 11/24/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm475503.htm>

ペニシリン G プロカインの適用外処方が法に準拠していない

- Baroun Farms 12/1/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm475425.htm>

食用に販売された若い雌牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル

- Gregory S. Stone 12/2/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm475506.htm>

食用に販売された牛の残留動物用医薬品スルファメタジン

- CLA-COR Farms LLC 12/7/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm476533.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル

- Gary Manternach Farm 12/4/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm476528.htm>

食用として販売された牛の残留動物用医薬品フロルフェニコール

- Reliance Dairy LLC 12/7/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm476144.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル

- McCormick Family Dairy, LLC 12/7/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm476542.htm>

食用として販売された牛の残留動物用医薬品スルファメタジン、アンピシリン

Conrad Shada 12/4/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm476212.htm>

食用として販売された牛の残留動物用医薬品フロルフェニコール

- Miracle in the Green 12/10/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm476763.htm>

モリンガサプリメントの治療効果の宣伝（300 以上の病気を治す、天然の抗菌物質や抗炎症物質が高濃度に含まれる、など、体験談やブログも含む）が未承認新規医薬品

- Nature's Health, LLC 12/2/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm476988.htm>

多数のサプリメントの治療効果の宣伝が未承認新規医薬品、その他長い違反項目

3. FDA は違法に牛に医薬品を投与していたバーモントの酪農場に対応

FDA takes action against Vermont dairy farm for illegally administering drugs to cattle
December 15, 2015

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm477364.htm>

本日米国司法省は、FDA からの要請によりバーモントで Wynsum Holsteins としてビジネスを行っている Correia Family Limited Partnership 社と終局的差し止め命令同意判決。

2014 年 11 月から 12 月の FDA の査察で獣医師の指導によらずに動物に適用外の医薬品を使用し記録を残さなかったことなどを含む違法行為が明らかになった。2012 年にも同様の違反があり改善すると約束したにも関わらず対応していなかった。

4. 公示

次の製品には表示されていない医薬品成分が含まれる。製品の写真を各ウェブサイトで掲載

- Power Tiger-X

12-17-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm477930.htm>

FDA の検査でスルホアイルデナフィルが検出された。

- Thirty Plus

12-17-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm477921.htm>

FDA の検査でシブトラミンが検出された。

- La'Trim Plus

12-21-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm478451.htm>

FDA の検査でシブトラミンが検出された。

12-18-2015

- Prime Bee Pollen

12-18-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm478222.htm>

FDA の検査でシブトラミンが検出された。

- Evolve Bee Pollen

12-18-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm478208.htm>

FDA の検査でシブトラミンが検出された。

- X Again Platinum

12-18-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm478226.htm>

FDA の検査でシルデナフィル、タダラフィル、ダボキセチンが検出された。

- Jenesis

12-18-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm478213.htm>

FDA の検査でシブトラミンが検出された。

- Oasis Bee Pollen contains hidden drug ingredients

12-18-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm478218.htm>

FDA の検査でシブトラミンが検出された。

- 米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. サプリメントの栄養含量を確認する

Confirming Nutrient Content of Supplements

By Rosalie Marion Bliss December 10, 2015

<http://www.ars.usda.gov/is/pr/2015/151210.htm>

ダイエタリーサプリメントの内容物を検証するデータベース Dietary Supplement Ingredient Database Version 3.0 (DSID-3)を更新した。

DSID-3 にはたくさんの情報がある。例えばほとんどのマルチビタミン・ミネラルサプリメント（MVM）にはヨウ素が含まれる。しかし DSID-3 のデータによると成人用、子ども用、非処方出産前用 MVM のラベルは化学分析に基づく値より一貫して約 25% 過小である。

* Welcome to the Dietary Supplement Ingredient Database (DSID)

<http://dsid.usda.nih.gov/>

● カリフォルニア州環境衛生ハザード評価局（OEHHA） <http://www.oehha.ca.gov/>

1. Proposition 65

December 04, 2015

http://www.oehha.ca.gov/prop65/prop65_list/Newlist.html

2015 年 12 月 4 日付で prop.65 リスト（発がん及び生殖毒性のある化学物質リスト）を更新。このリストは 1986 年以来、少なくとも一年に一回は更新されている。新しくアロエベラ、非脱色全葉抽出物（発がん）、ゴールデンシールルートパウダー（発がん）を追加した（注：カリフォルニア州ではこれらサプリメントに発がん性があると警告表示しないといけなくなる）。

● カナダ食品検査庁（CFIA : Canadian Food Inspection Agency）

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. CFIA と EFSA の協力覚え書き

Memorandum of Cooperation Between the Canadian Food Inspection Agency and the European Food Safety Authority

2015-12-16

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/accountability/other-activities/memorandum-s-of-cooperation-cfia-efsa-/eng/1450291775045/1450291805578>

リスク評価に関連したデータ収集や情報共有で科学的協力を促進する。

● オーストラリア TGA（TGA : Therapeutic Goods Administration）

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性警告

100% healthy food for men tablets

9 December 2015

<http://www.tga.gov.au/alert/100-healthy-food-men-tablets>

TGA の検査でシルデナフィルが検出された。製品の写真を掲載。

● ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

1. ニュージーランドの乳業部門の食品安全能力は良好であるとの報告書

Report finds New Zealand's dairy sector food safety capability in good shape

15 Dec 2015

<http://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/report-finds-new-zealands-dairy-sector-food-safety-capability-in-good-shape/>

2014 年 8 月に乳業部門の食品安全能力を評価し現在と将来企業が満たすべきことについて助言を行うために、MPI 長官が設定した乳業部門能力ワーキンググループが報告書を発表した。全体として良好であるが、直ちに対応が必要な 3 つを含む 10 の助言を行っている。直ちに必要なものは、乳業部門で食品安全に関するしっかりとした意思決定を行うために取締役向けの自主的ガイドラインを作成してトレーニングを行う、乳業バリューチェーンを通じて食品安全を実践している優秀者への表彰制度を設ける、MPI と業界とのパートナーシップと能力向上のために出向制度を開発することである。

* 報告書 : Dairy Capability Working Group Report

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/dairy-capability-working-group-report.htm>

(一部抜粋)

- ・ 食品安全についての共通で一貫した理解が必要

しっかりした食品安全システムと文化のためにはバリューチェーン全体にわたる全ての次元での共通で一貫した理解が必要である。一部では食品安全への全体的理解が既にあるが、まだ進化する食品安全についていない部分がある。

2. 1080 脅迫事件の犯罪捜査について消費者は安心するように

Consumers should take confidence from handling of 1080 criminal blackmail threat

Date: 17 Dec 2015

<http://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/consumers-should-take-con>

[fidence-from-handling-of-1080-criminal-blackmail-threat/](#)

「ニュージーランドの食品の国内及び海外の消費者は、乳児用ミルクに 1080 を入れると脅迫された事件の犯罪捜査について安心するように。」と MPI の Martyn Dunne 長官は述べた。

「この脅迫に対して乳業企業と複数の政府機関が共通の目的—消費者保護のために協力した。」オークランド最高裁判所で有罪答弁が行われたことについて Dunne 長官がコメントを発表した。裁判はまだ続く。

* 1080 blackmail threat

<http://www.mpi.govt.nz/protection-and-response/responding/1080-blackmail-threat/>

2014 年 11 月に脅迫事件。2015 年 10 月に警察が 60 才の男性一人を起訴。

* 参考：食品安全情報（化学物質）No. 6/ 2015（2015. 03. 18）

【MPI】MPI は乳児用ミルク汚染脅迫対応として警察を支援している

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfo2015/foodinfo201506c.pdf>

害獣対策として1080を使うことに対する抗議として乳児用ミルクなどを汚染させるという脅迫に対応するため、MPIは警察と協力していると報告していた。

* 参考：Fonterraと農業組合宛に、2014年3月末までに害獣コントロールのための農薬 1080の使用を中止しなければ乳児用ミルクに1080を入れるという匿名の脅迫状と1080 入りの粉ミルクが入った荷物が送られてきたとのこと。

* 農薬「1080」：モノフルオロ酢酸ナトリウム

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 学校で鉛が見つかる

Lead found in school

December 11, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/12/20151211_172138.shtml

Fanling Lutheran 中等学校の水 1 検体の鉛が WHO 基準の 10 $\mu\text{g/L}$ を超える 11 $\mu\text{g/L}$ だった。職員の一人が授乳中の母親だったので血液検査をする。

* これまでの結果

http://www.edb.gov.hk/attachment/en/news009/Test_Results_of_Water_Samples_en.pdf

772 の幼稚園と 73 の学校で 2,173 検体の飲料水を検査し、10 ppb 超過はこれで 18 検体目であった。

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課

2015.11.27.~2015.12.3.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=29673>

2015.11.20~2015.11.26

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=29564>

2. 政府 3.0 科学的食中毒予防サービス

創造行政官/食中毒予防課 2015-12-08

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&seq=29695>

政府が、政府 3.0 方針に即して食中毒拡散防止のための食中毒早期警報システム運営、ビッグデータを活用した食中毒事前予測サービスなど、政府 3.0 消費者オーダーメイド型サービスを継続している。その一環として、政府機関が合同で保護者と学校給食関係者に必要な政府 3.0 オーダーメイド型サービスを議論・拡大するための場を用意する。

食品医薬品安全処長と行政自治部は、12 月 9 日、万乗初等学校(忠北猿川郡所在)で中央部処政府 3.0 優秀機関担当官が参加して「第 5 回政府 3.0 現場フォーラム」を開催する。このフォーラムでは食薬処や行政自治部などの中央部処、国民健康保険公団、学校父兄及び学校関係者などが集まって政府 3.0 の成果である学校給食食材購入関連情報提供のための「食中毒早期警報システム」と「ビッグデータ分析による食中毒発生事前予測サービス」を体験する。

「食中毒早期警報システム」は、学校給食電子調達システムと国市場システム(調達庁)を連携して、学校食中毒が発生した時に同一食材を使うすべての学校に警報を発令して食中毒が拡散することを遮断している。全体給食の学校 11,606 校中 11,047 校(95.2%)が食中毒早期警報システムを使用しており、連携が完了した 2014 年 10 月からは同一食材料による食中毒の拡大は発生していないという成果をおさめている。

「ビッグデータ分析による食中毒発生事前予測サービス」は、過去 13 年間の食中毒発生情報などを分析して発生リスクが高い地域・施設・原因菌など事前予測情報を地方自治体、教育庁、外食業中央会及び全国学校栄養士にリアルタイムで提供する政府 3.0 消費者オーダーメイド型サービスである。

このような努力により、本年 1 月から 9 月まで食中毒患者数が前年比 29.3%減少し、直近 5 年間の平均(5,513 人)と比べても 19.9%減少した。

※ 食中毒患者数 : (2014 年 1~9 月) 6,247 人 → (2015 年 1~9 月) 4,414 人

3. 北漢山乾燥ノウタケ放射能基準超過検出

農水産物安全課／危害師範中央調査団 2015-11-27

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=29567&cmd=v>

食品医薬品安全処は、中国から輸入申告なしに国内に搬入された北漢山乾燥キノコを購入して流通させた男 2 人を食品衛生法違反疑いで捜査して逮捕状を申請した。

該当の製品は放射性セシウムが超過検出されて販売中断及び回収措置中である。今回の事件は、食薬処による国内流通食品等の放射能安全性の調査及び検査の過程で放射性セシウムが超過検出された製品が確認されたため摘発した。

※セシウム(134Cs+137Cs)：基準 100Bq/kg、検出 981Bq/kg

薬処は 2013 年から毎年国内流通中の食品等に対して国民多消費食品、主要輸入食品、放射能微量検出履歴がある品目など 150 品目を重点管理対象に選定し、放射能安全性の調査及び検査を実施している。2013 年 1 月から 2015 年 11 月まで計 28,194 件の検査を実施した結果、不適事例はなかった。

※28,194 件検査、127 件基準値以下微量検出、不適合なし(2013.1.-2015.11.)

4. 食品添加物用途を中心に分類体系の改編

添加物基準課 2015-11-27

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=29560&cmd=v>

食品医薬品安全処は、合成・天然で区別している食品添加物分類体系を用途中心に改編することを主要内容にする「食品添加物の基準及び規格」前面改正案を発表した。

※食品添加物：(現行)605 品目→(改訂)607 品目(ネオテーム等新規指定)

主要内容は、▲食品添加物分類体系を用途中心に改編、▲品目別基本情報（別名、国際分類番号など）新設及び品目改善、▲使用基準体系改善、などである。

合成・天然で区分されていた食品添加物を甘味料、発色剤、酸化防止剤など 31 用途で分類して品目別に用途を明示し、食品添加物の使用目的を容易に確認することができるようにする。

産業の発達で製造技術が多様になったため、これまで天然添加物であった食品添加物が化学的合成品として製造可能になるなど合成・天然の区別が曖昧になっているという限界が申し立てられた。また食品添加物は食品の製造・加工時の技術的効果（保存料、甘味料など）を得るために意図的に使われる物質であるので用途を明確に提示して国際基準との調和をはからなければならない。

食品添加物指定可否を容易に確認できるように、品目別成分規格に他の名称（別名）、国際的に通用する分類番号、分子式などを追加する。また外来語表記標準化の一環でドイツ語式発音になっている品目 40 個を英語式発音に標準化する。

改正案に対する意見は 2016 年 1 月 27 日まで提出することができる。

5. 食品中の残留動物用医薬品の安全管理！何が知りたいですか？

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=29528&cmd=v>

食品医薬品安全処は、食品中の残留動物用医薬品についての消費者の不安を解消するために Q&A「食品中の残留動物用医薬品の安全管理！何が知りたいですか？」を発刊・配布する。

主要内容は、▲動物用医薬品の定義及び登録状況、▲残留許容基準の設定方法、▲残留許容基準を超過した場合の危険性などである。

動物用医薬品は動物の疾病治療や予防のために使われる薬品であり、抗菌制、駆虫剤などに分類され活性成分基準で国内に約 470 物質が登録されている。

動物用医薬品の毒性、該当の動物に投与した場合の食品での残留量を評価してリスクの可能性のある動物用医薬品に対して一日摂取許容量を越えないように残留許容基準を設定して管理する。残留許容基準は畜・水産食品に残留する動物用医薬品を安全な水準で管理するためのものであり、基準を少し超過した食品を食べても人体に直接直ちに危害を与えることはないがリスクの可能性が存在するので回収・廃棄している。

詳しい内容はホームページ(www.mfds.go.kr→法令・資料→広報物資料→一般広報物)で確認することができる。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に掲載されている情報をお知らせします。）

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、食品添加物、香料、加工助剤に関連する科学的リスクに関するファクトシートを発表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04380100475>
- スペインバスク州食品安全機関(ELIKA)、「バスク州における動物及びその製品中の残留物質調査計画の評価 2013 年及び 2014 年」を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04380190508>
- ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、マスタード検体中からビスフェノール F(BPF)が検出されたことを受け、FAQ を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04380220314>
- フランス衛生監視研究所(InVS)、アンティル・ギューヤーン地域圏の衛生監視報告書 No.10 で、2013 年 1 月～2015 年 7 月のマルティニーク海外県におけるシガテラの総括を発表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04380480343>
- 台湾衛生福利部食品藥物管理署、遺伝子組換えサーモンは食品又は食品原材料として

輸入してはならない旨説明

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04380560493>

- フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)、遺伝子組換え作物(GMO)による種子の汚染の検査結果を発表

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04380590469>

- 台湾衛生福利部、アロエを原材料に使用する容器入り又は包装された食品について注意喚起表示を定めた規定の改正案を公表、意見募集を開始

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04380610493>

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、一次産品(食品)に関連する化学的リスクに関するファクトシートを発表

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04380880475>

ProMED-mail

- 赤潮 USA (第 2 報): (MS) ヒト、海洋生物

Red tide - USA (02): (MS) human, marine life

2015-12-13

<http://www.promedmail.org/post/3859084>

Date: 11 Dec 2015 Source: Bayou Buzz [edited]

ミシシッピ環境省が、藻類の大発生のためミシシッピ湾沿岸の全てのビーチを閉鎖したと発表した。(注として、この時期に赤潮が発生するのは非常に遅い、しかし気候が夏のように暖かい、とある。)

- 原因不明の死亡 カンボジア : (スヌオル)

Undiagnosed deaths - Cambodia: (SN)

2015-12-13

<http://www.promedmail.org/post/3859086>

Date: 11 Dec 2015 Source: Big Story [edited]

2015 年 12 月 11 日の医務官の発表によると、犬の肉とコメワインの摂取に関連した 2 つの事件で 10 人が死亡し 100 人以上が病気になったため担当者が北東地域に派遣された。WHO の専門家も調査にあたっている。どちらもスヌオル地方で、その地域の人々は病気や中毒で死亡した動物の肉を食べないように、適切に監視されていないワインは飲まないように警告されている。

日曜日に原因不明で死亡した犬をバーベキューして食べた 6 人が死亡し、火曜日にはライスワインを飲んで 4 人が死亡した。犬肉とワインの検体が集められてプノンペンに送られ検査をしている。中毒は珍しくないが一度にこれだけ大量の被害者が出るのは珍しい。

アジアでも貧しい国のカンボジアでは食品の安全性は優先順位が低い。

(注として、二つの別々の事件である。しかし死者以外の 90 人がどうなのかこの記事から

は不明。一匹の犬を 100 人で食べることはありそうにないので集団中毒はライスワインである可能性が高い、とある。)

- **メタノール中毒 カンボジア : (KH)ライスワイン、致死**

Methanol poisoning - Cambodia: (KH) rice wine, fatal

2015-12-15

<http://www.promedmail.org/post/3863089>

Date: Mon 14 Dec 2015 Source: French China, Xinhua News Agency report [in French, trans. Corr.SB, edited]

カンボジアのクラチエ東部で、メタノールの多いコメワインを飲んで少なくとも 19 人が死亡し 172 人が病気になったとカンボジア保健省が 2015 年 12 月 13 日に確認した。2015 年 11 月 19 日以降の 5 つの別々の事件での合計。地方当局はコメワインを作っている全ての施設を閉鎖し、販売店も暫定的に閉鎖した。保健当局は調査を行っている。

EurekaAlert

- **甲状腺がん患者は「良性」診断にも関わらず報告される QOL が低い**

Thyroid cancer patients report poor quality of life despite 'good' diagnosis

11-Dec-2015

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2015-12/uocm-tcp121115.php

Thyroid に 12 月 11 日に発表されたシカゴ大学の知見。甲状腺がんサバイバーは、診断と治療後の QOL がより致死的ながんと診断された患者より低い。間もなく全アメリカ人口の 10% になろうとするがんサバイバーについてのあまり研究されてこなかった知見。

甲状腺がんは 5 年生存率が約 98%、10 年でも 95% と非常に高く「良性」のがんとよばれる。しかし予後がよいため甲状腺がんサバイバーの研究はあまり行われてこなかった。

シカゴ大学医学部の Briseis Aschebrook-Kilfoy 博士らは北米甲状腺がんサバイバーシップ研究(NATCCS)で米国とカナダから 1174 人の甲状腺がん患者を調べた。89.9% が女性で平均年齢 48 才。City of Hope の QOL 甲状腺ツールを用いて患者の報告する身体的・心理的 (psychological) ・社会的・精神的 (spiritual) 健康を測定した。スケール 10 で甲状腺がん患者の平均は 5.56 で、その他のがん (直腸結腸や乳がんを含む) のサバイバーの 6.75 より悪い。

共同研究者の Grogan 医師は「我々みんなが社会に深く根ざしたがんへの恐怖を持っているので、予後がどうであろうとがんだとわかっただけで恐怖に震える。この結果はそれを示すものだと思う」という。甲状腺がん患者は治療が終わった後、生涯がんの検査に直面し再発率の高さが不安を呼ぶこともこの知見に寄与する可能性がある。さらにより若い、女性、教育レベルの低い集団の方が報告される QOL が低い。しかしながら 5 年を過ぎると QOL は徐々に改善していく。研究はさらに継続される。

甲状腺がんの発生率は過去数十年で劇的に増加し、年に約 5% 増加している。米国だけで

なく世界中で増加していて低所得国でも同様に性差がある。研究者らはこの増加は画像診断機器の進歩によるものと環境やライフスタイルの両方であると考えている。

- ミシガン州立大学は世界の食品偽装予防対策を主導する

MSU leads the world's efforts to prevent food fraud

15-Dec-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-12/msu-mlt121515.php

Food Chemistry Journal に食品偽装についてのトピックを紹介し、ロシア語、韓国語、中国語の翻訳付きで定義を提案した。食品偽装は経済的利益を得るために食品を用いた意図的ごまかしを行うこと、と定義した。

- 英国が小麦粉に葉酸強化できなかったことが 2000 人以上の神経管欠損の原因

UK failure to fortify flour with folic acid has caused 2000+ cases of neural tube defect

17-Dec-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-12/b-uft121615.php

Archives of Disease in Childhood にオンライン発表された研究で、英国が小麦粉に葉酸強化できなかったことが 1998 年以降避けられるはずだった 2000 人以上の神経管欠損を引き起こした、と結論した。英国は米国などの他の国と同様に小麦粉に強化すべきと指摘している。

- 2015 年の海の食物連鎖への藻類毒素の拡大は記録を破った

Spread of algal toxin through marine food web broke records in 2015

17-Dec-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-12/uoc--soa121715.php

北米西海岸で有毒藻類の大発生を監視している研究者らが、2015 年はこれまでになく広範な検体からドウモイ酸を検出している。また初めていくつかの市販の魚の筋肉からも検出された。検出されたのはサケ、メバル、アイナメであり規制値よりは低い濃度であったが、いったん魚肉中に存在するとそのまま残存する。毒素が検出される場所・時間・種類が全て拡大。藻類の大発生が長く続き毒性も高かった。ドウモイ酸は藻類 *Pseudo-nitzschia* が産生し記憶喪失性貝毒の原因となる。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室